

Title	バルト海諸都市の建設事情：独逸ハンザ成立前史の一齣
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.1 (1941. 1) ,p.83(83)- 109(109)
JaLC DOI	10.14991/001.19410101-0083
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19410101-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

他の一つは武器の變化である。

「第三には昔の戦は弓矢を用ひしに、中古より鐵砲と云ふの出で、戦法大に一變せり、これ諸流の兵家のよくしる所なり、されば客戦など云に至りては別して昔の法に泥み難きは勿論、主戦といへども、昔のまゝの心得にては大に相違することなり、しかるを城地をはじめ諸の制作武器等に至るまで、昔の法を據とすること大なる誤なり、又彼は外國人の渡來せんとしつゝあることも知つてゐた。

「又近年魯西亞又は英吉利斯などの異國船、時々日本の海上に來ることありと(卷之七)。
平山行藏の議論などには感服してゐたやうである。

かく社會の缺陷、人間の性情、時勢の動きを知つてゐた彼は、假令封建的經濟論を基礎としてゐながらも、かなり適切な改革意見を述べてゐる。政策論としては實行性を有し、概して妥當である。唯彼は常に周到に一つの改革に依つて生ずる諸事情を、又改革せんとする對象の相違を考察するが故に、華美な徹底的議論は見られない。

「よきこととさへあらば、何時にも皆ばたくと火急に行ふべしとのみ心得るは誤なり、ばたくといかぬことはいつもならぬものと心得るも亦誤なり」(卷之三)。

かうした彼の考へ方は確かに正しいものであるが、そのためにその鋭敏な觀察力にも拘らず、議論としての特異性を缺如するに至つたのである。

バルト海諸都市の建設事情

—獨逸ハンザ成立前史の一齣—

高村 象平

獨逸ハンザとは、中世後期北獨逸商業諸都市がその獲得せる貿易特權を相互に享受し且つこれを共同して保護する爲めに結成した經濟的・政治的同盟であること、そして資料の上から明確に諸都市の同盟として現はれたのは一三五八年に於いてであるが、然しその實體はこれに先立つて夙に存在してゐたことは、改めて述べるまでもないところであらう。通説に従へば、「ハンザ」なる稱呼は「旅商の組合乃至仲間」の一般的意味から轉じて、「下ライン地方からリガ・レヴァル・ドルバットに至る間の北海・バルト海の海上貿易に關與せる沿海及び内陸の諸都市の聯合」の特稱となつたのである。「在外商人ハンザ」から「都市ハンザ」への轉化過程は、獨逸ハンザ成立史を取扱ふ上において考察を要する問題であるが、これは他の機會に譲り、ここには獨逸ハンザの基礎バルト海諸都市を成立せしめ、且つその後長きに亘つて諸都市相互間の協調統一を持續せしむる上に與つて力あつたと考へられる事情について關説する。

バルト海を圍んで西端をリュベック、東端をレヴァル、北端をストックホルムとする獨逸諸都市が相ついで建設されたのは、大約第十二世紀中葉より第十三世紀中葉に亙る一世紀間のことであつた。この建設事業は、第十二、三世紀エルベ・ザアレ河を越えて東北方に向つて押し進められた謂ゆる東獨逸植民運動の一環たるものであり、これを特に獨逸都市的植民と稱することもある。

一體バルト海を圍繞する地域には、それまで都市は存しなかつたのであらうか。これについては昨年七月佛蘭西で戦歿されたキール大學のコンラッド・シュウネマン教授の研究が、現在のところ最も信頼すべきものとなつてゐるやうである。それに據れば、波蘭が中世初期既に重要な商業路を有してゐたことは否めないが、然し東西兩歐連絡は専ら北部においてはバルト海、南部においてはドナウ河の舟運を利用したのであつて、この中間の地帯は世界交易と接觸することなかつた。この地方の商業交通が盛になつたのは、土地開墾が進捗し人口密度と職業分岐とが相當の程度に達してからのことである。波蘭における都市成立の經濟的條件は、第十三世紀以前には尙未だ備はつてゐなかつた。勿論遅くとも第十二世紀には多くの城砦に接して市場地が存在してをり、その若干は古き來歴を持つものであつたが、然しこの諸市場はすべて歳市であつて、ここに商人が定住する如きことはなかつた。該地が聚落形態をとる場合でもその居住人口には商人的要素は見出されず、しかも都市の成立に謂ゆる莊園法説が適用せらるべきものでない以上、これ等を以て波蘭における都市の端緒形態とは做し難い。更にシュウネマン教授はポマーン地方に眼を

轉じ、第十二世紀初年この地方にスラヴ的定住聚落は存在したが、然しそれ等は外部からの(ヴィキングの)刺戟に負ふものであり、一般にこの地方も亦、都市形成に關して未開の状態にあつたことを指摘されてゐるのである(1)。第十二世紀初葉のスラヴ地域における城砦に附屬した市場地が「都市」と稱し得るものであるか、或は嚴密なる意義の中世都市とは做し得ずとするも、それが封鎖的都市聚落に發展し得る可能性を有せるものであるかについて、嘗て波蘭の諸學者の業績を對象として、リイヒャルド・ケエブナー教授がその然らざる所以を論ぜられるところがあつた(2)。又ウィルヘルム・ウンフェアツァクト教授も、波蘭のオッペルン、ポマーンのツァントツホの遺跡の考證から、スラヴ聚落が極めて原始的な状態を脱することなく、謂ゆる「都市」概念とは全くかけ離れたものであつたことを立論されてゐる(3)。これ等を要するに、東北獨逸植民運動開始前におけるバルト海地域には、都市類似の聚落が存したが、然しその孰れも極めて幼稚且つ不完全なものであつて、それが自生的に都市となり得る素地はなかつたといふことが結論となつてゐる。

然るに斯くの如き地域も、一一五八年のリュベック市建設を最初として、その後一世紀の間に多數の商業都市を有するやうになつた。それは前記獨逸都市的植民の成果である。この諸都市を建設せしめた目的は那邊に存したのであらうか。この解答を得るには、フリッツ・レヒツヒ教授に従つて、バルト海都市建設の経路を時間的順序に分つて考察することが最も妥當であらう(4)。即ちその一は、リュベックに始まり、次いでヴィスビー、リガ、ドルパット、レヴァル、ベルナウ等に至る建設経路である。その二は、第十三世紀前半に行はれたヴィスマル、シト

ラルズンド、シチチン、ユルビンダ、ダンチヒ、メメルと、バルト海南岸に沿ふ諸都市、並びにトルンやグルムの如き内陸都市の建設であり、第三はこれに續いて成立したゲッテボルク、カルザール、ゼムダゲピンダ、ストックホルムの都市群、即ち瑞典の南部・中部における獨逸人の都市建設である。

右の第一群は、その分布を顧みただけでも、バルト海上を東漸する態勢を示すものであることは直ちに了解出来る。先づリュベック建設が、従来バルト海西端の貨物集散地であり、且つゴットランド乃至ノヴゴロドに赴く獨逸商人が丁抹や瑞典の船舶に便乗する港であつたシュレスウィッヒ(當時丁抹領)に對して競争を挑むものであること、從つてこの建設事情の背後には、ザクセン公ハインリッヒ獅子王の政治的・財政的配慮が潜められてゐたことは明白である。その他方市の新建設に協力した獨逸貿易商人にとつては、リュベック建設は單に貨物集散地乃至出帆港の移轉を意味するだけではなかつた。彼等はこの地から自船を操つてバルト海に乗り出し、舊來のスカンヂナヴィア乃至スラヴの海運を壓迫して、やがてはバルト海航運を制握する爲めの據點と見たのであつた。それは、同市建設のさながらに着工された造船が竣成するや、彼等が直ちにゴットランドを指して出帆した事實を示されてゐる(6)。そして早くも一二六〇年彼等はゴットランドにヴィスビー市を成立せしめ、以てバルト海における東西兩歐商品の交會中心地ゴットランドに確固たる地位を占める基礎を築いたのであつた。

獨逸商人を載せて建設途上にあるリュベックを出帆した前記の第一船隊自體が、既にゴットランドを訪れる神聖羅馬帝國商人の統合體(Universitas mercatorum Romani imperii Gothandiam frequentantium)であつたが、對

ゴットランド貿易が盛大となるに伴つて、これを定期的に訪れる(Frequentare)獨逸商人に對して、ゴットランドに滞留(Lingeren)する獨逸人を輩出するやうになつた。この後者がヴィスビー住民の中核を形成したのである(6)。しかもこれ等獨逸商人にとつてヴィスビーは決して終極の目的地たるものではなかつた。彼等はこの港市を更に東進する爲めの基地と見たのであつて、リフランドを経てノヴゴロド市場を目指す船隊を續いて送り出したのであつた。この間皇帝フリードリッヒ一世との争ひに敗れてハインリッヒ公が失脚した時は、右の「統合體」も亦存續の危機に逢着したのであつたが、然しリュベックが皇帝の支配下に移つて(一二八二年) Herzogliche Stadt から Königsliche Stadt に轉じた頃には(8)、「統合體」も「滞留者の居留地」も共にバルト海地域において自他共に許す大勢力となつた。このゴットランドにおける獨逸商人の地位の強化・發展によつて、リフランドの獨逸化は可能となる(9)。即ち先づ一二〇二年彼等は司教アルベルトを助けてリガ市を建設したが、これは一方チユナ流域における商業的開拓の據點の獲得といふ意味を持つた許りでなく、他方ノヴゴロドに達する陸路を獨逸商人に確保せしめる契機となり、次いで二四年のドルパット建設によつて右の陸路の利用は一層容易となつた。更にエストランドにおいて二九年建設されたレヴァル市は、同じく露西亞への通過貿易港であり、ベルナウ市、ナルワ市亦これに準ずるものであつた(10)。

斯くの如き一連の獨逸都市建設によつて、北獨逸から露西亞に至る間の通商要地は獨逸商人の掌握するところとなつた。このリュベックとノヴゴロドとを結ぶ貿易路は、斷るまでもなく、ブルウヂューーノヴゴロドの舊來の東

西大商業路の東半に該當する部分である。これを支配することによつて、獨逸商人は西歐の世界市場ブルウヂェにおけるその地位を強化することが出来る。何となれば、ノヴゴロドに集まる東歐の物産、就中毛皮・蠟・蜜・石灰等は孰れも西歐市場において甚だ需要されるところであり、これ等商品の仲繼貿易を壟斷することによつて獨逸商人には多大の利潤獲得が約束されるからである。従つてこの第一群のバルト海諸都市建設は、夙にブルウヂェ市場に入した獨逸商人の要請に出でたものであつたと做し得る。しかもこれが單なる推論でないことは、後述する右の諸都市建設に關與した獨逸商人の出所を検討することによつて明らかとなるところである。

更に第一群都市の建設は、同時にバルト海航運の獨逸化を伴つた。獨逸商人の使用するコッゲ帆船は、その積載能力と安定性において、從來この海上における運輸手段たりし擣走船——謂ゆる *Wingebboot* はこの代表である——に遙かに勝つてをり、このコッゲ船隊の正規的就航によつてバルト海支配の確立は一再ならず助長されたのである。獨逸商人がバルト海航運に進出し遂にこれを制握したことは、獨逸東部の陸上植民をその側面から援護するに等しいものであつた。この意義を端的に表明するものが、獨逸騎士團のプロイセン進出とリュベックとの結合である。

一二二六年、それは丁抹國王ワルデマアルの支配を排せんとしてエムゼル島沖合でリュベック船隊が勝利を収めた翌年であり、又丁抹勢力をバルト海の東南岸から完全に敗走せしめたボルンヘヱヅトの戦の前年であるが(11)、この年リュベック市は皇帝フリードリッヒ二世によつて、前帝の賦與せる特許狀(謂ゆるバルバロッサ特許狀)を確

認されたのみならず、皇帝直屬の帝國自由都市となる榮譽を與へられた。この特許文書の下附については、當時の獨逸騎士團長ヘルマン・フォン・ザルツァが一方ならず斡旋したといはれるが(12)。その所以はプロイセンにおける彼の計畫を遂行する上に、リュベックの振興が必要であつたからに外ならない。即ちこの時既にバルト海における最大の獨逸権力となつてゐたリュベックと結び、ここをその活動の基地として利用することが、彼の大計畫の實現を保證するものと看取したのであつた。獨逸騎士團のプロイセン植民は、東北獨逸植民運動の一翼たるに過ぎないが、然し右の如きリュベック市民との協力は、植民運動全體と獨逸商人Ⅱ市民の都市的植民との連繫、更には前者に對する後者の促進的役割を物語るものであつた。一二八二年リュベック・ツイスピー・リガ間に締結されたバルト海における獨逸商人保護の盟約の如きも(13)、その効果はバルト海諸都市が東北獨逸植民運動の進捗を海上から援護することにあつたといはねばならぬのである。

(11) Konrad Schünemann, Vorstufen des deutschen Städtewesens, Vergangenheit und Gegenwart Jg. 27, Ht. 7-8, 1937, S. 394 ff.

(12) Richard Koebner, Deutsches Recht und deutsche Kolonisation in den Pasterländern, V. S. W. G. Bd. 25, Ht. 4, 1932, S. 347-8.

(13) Wilhelm Unverzagt, Zur Vorgeschichte des ostdeutschen Raumes, Deutschland und Polen, hrsg. von Albert Brackmann, (München und Berlin, 1933), S. 11-2.

(14) Vgl. Fritz Rörig, Stadt und Ostsee im Mittelalter, Jomsburg, Jg. 1, Ht. 1, 1937, S. 4 ff.; Ders., Rheinland-

Westfalen und die deutsche Hanse. HGBL. Jg. 1933. S. 32 ff.

(e) Fritz Rörig, Reichssymbolik auf Gotland, HGBL. Jg. 1940. S. 23.

(e) Vgl. Siegfried Mevs, Gotlands Handel und Verkehr bis zum Auftreten der Hanse (12. Jahrhundert). (Greifswald. 1937.)

(f) Rörig, Reichssymbolik. S. 26.

(e) Joh. Kretschmar, Lübeck als Reichsstadt, Zt. d. Ver. f. Lüb. Gesch. u. Altertumskd. Bd. 23. 1926. S. 11.

(g) Rörig, Reichssymbolik. S. 27.

(10) Vgl. Leop. Karl Goetz, Deutsch-Russische Handelsgeschichte des Mittelalters. Lübeck. 1922). S. 198, 203.

(11) Fritz Rörig, Die Schlacht bei Bornhöved, Zt. d. Ver. f. Lüb. Gesch. Bd. 24. 1928. S. 286 ff.

(12) 拙稿「獨逸騎士團について」本誌第三十四卷第六號 八一—二頁。

(13) Urkundenbuch der Stadt Lübeck. Tl. 1. (Lübeck. 1843). Nr. CDXXXV.

II

上述の如く第一群諸都市の建設は、東歐商品の仲機貿易を支配することによつてブルウチェ市場における獨逸商人の地位を固め、更に東北獨逸植民運動を側面から援護するといふ意義を併せ有したのであつた。次に、これに續いてバルト海南岸の地に成立した第二群諸都市は如何なる役割を演じたであらうか。それは大掴みにいへば、第一群都市の有する意義を一層強化することにあつた。ヴィスママル、シトラルズント、シテチン、エルピング、グンチヒ等の諸都市は、これを個々の成立事情に省りみれば、夫々特殊な経緯を有すること言を俟たない。然しそれに

も拘らず、これ等に共通する建設原因を把握することも亦可能である。それは孰れもその周圍又は背面地の農産物を蒐集する重要市場であつたことから考察される。第二群諸都市は、そのすべてが背後地よりの農産物を集めこれを他地に積出す上に便宜な地點に建設されてゐるのであつて、これが亦これ等諸都市を成立せしめた事山、更に第二群諸都市によつて招來された前記の意義を一層育成することになつた所以なのであつた。

第十三世紀以來、西歐特にブランドル、フリイスランド、北歐、特に諾威において、人口増加或は耕地面積の狭少、地味や氣候の自然的條件等に基づき、穀物輸入の必要が増大したことは、ここに改めて述べるまでもない。この情勢と第二群諸都市の建設事情とが絡み合つてゐるのである。即ちこれ等需要地へ穀物を正規的に送り出す據點を獲得すること、これが第十三世紀の二十年代から五十年代にかけてバルト海南岸の獨逸諸都市建設に係はる共通的課題であつた(1)。ナウデ氏は第十三世紀以降穀物取引を以て聞えた北獨逸都市としてハムブルク、シテチン、グンチヒを擧げ、この三市が穀物集散の中心市場となり得た所以を、エルベ、オオデル、ウィグセルの諸河川により夫々の背面農業地と連絡する良好な位置にあつた點に求めてをられる(2)。然しこの三市のみならず、他の第二群諸都市も亦、最初から背面地との水路連絡を考慮して建設位置が選定されたのであつて、それは第二群諸都市の共通的建設者たるリュベック市民、商人の建設目的の然らしむるところをたつたのである。尙第二群諸都市の有した課題は、單に前記需要の増大を以てするだけではなく、右の諸都市の背面地におけるグランドヘルシャフトによる或は自營農民による農業生産に過剰があるといふ前提条件の下に果され得るものといはねばならない。私はこれを

確認するに足る数字を掲げた資料に接し得ないが、然し第二群諸都市成立期は、諸都市の背面地における獨逸農業植民が漸次進捗してゐた時期であつたこと、且つ第二群諸都市において、その成立の當初から穀物輸出が重要な商業部門となつてゐた事實は(3)、右の前提條件の存在を肯定してゐるものと做し得る。

メクレンブルク、ポマーン、プロセイン地方より産するこの穀物は、夫々の中央市場たる諸都市から直接前記の需要地に向けて積み出されることもあつたが、然し一先づリュベックに運ばれ、次いで北歐・西歐に送られるのが主たる配給経路であつた。リュベックは他の北獨逸海港都市、例へばハムブルクやダンチヒと事情を異にして、廣大な穀物生産背面地を有してゐない。従つて右の輸入穀物の一部は同市の人口の給養に當てられたのであるが、より大なる部分は同市で製粉されて諸威に、又は加工されずそのままハムブルクへ、更にフランドルへと再輸出された(4)。この同市の穀物取引の爲めの供給源を確保することが、バルト海における第二群諸都市建設に當つて、リュベック市民が關與し協力した大なる動機となつてゐるのであり、しかもその期待は裏切られなかつたのである。第十三世紀の終りには、舊來の市有製粉所を以てしては需要に應じ切れないので、これを取り毀して大規模のものを新設してゐるが(5)、これも同市の人口が増加し、又當時同市民がホルンシュタインやメクレンブルクにおいて盛に購入した土地からの收穫から(6)生じた製粉需要の増大にのみ基づくのではなく、バルト海諸都市からの輸入量増加の結果でもあつたのである。

新附の獨逸植民地からの農産物が、諸都市を経てリュベックに集められることは、結局歐羅巴北部を貫通する東

西大商業路線を培養することに外ならず、又スカンデナヴィアにおける獨逸商人の地位を強化することにもなる。第二群諸都市の建設の眞意はここに存し、これを目的として建設が促されたのである。けれどもこれ等諸都市の成立が齎らした意義は、以上に止まるものではない。即ち曩に見た第一群諸都市の建設が獨逸都市的植民として、東北獨逸植民大運動を側面から援助するものであつたことに類して、この第二群諸都市の建設も亦エルベ・ザレ以東における農業植民に影響を與へるところ尠くなかつたのである。といふよりは、後者の展開の中に融け合つて、寧ろ一體的關係のうちに東獨逸の經濟的開拓を押し進めたのであつた。

先づ前述の如く、これ等第二群諸都市は夫々の地域の農村にとつて地方的中央市場であつた。それ許りではない。諸都市は又東西交易の動脈とかたく連絡することによつて、超地方的意義の市場でもあつたわけである。しかもこのことこそが、東北獨逸農業植民を進展せしめる上に重要な點であつた。即ち第二群諸都市は、西歐・北歐における大なる需要を擁する謂はゞ歐羅巴的規模の大市場として現はれたことによつて、その周圍又は背面地における農業生産の進展に著しい刺戟を與へた。換言すれば、第二群諸都市によつてエルベ以東の農産物に對する廣い販路が確保されたのであり、ここに農業植民の展開は一層促進されることになつたのであつた。この意味において、ヘビテル教授の謂ゆる Stadt-Landsiedlung(7)、或は都市建設と村落設定との結合關係は、この第二群諸都市の地域に最も明かに現はれてゐるといへる。素より法律的關係の上から見れば、都市建設と村落建設とは異なつた事柄であり、又差別して取扱はるべきものである。然し植民地獨逸における兩者の成立は、經濟的には同種のものといふべ

く、且つ亦獨逸都市と獨逸植民村落とはその成立の當初から相互依存の關係にあり、Stadt-Landsiedlung として一體的なものでさへあつたのである。

斯くの如くバルト海南岸における第二群諸都市は、その農産物取引によつて獨逸商人の外國市場進出に資したのみならず、更にその所在する地方の農業生産に強き影響を及ぼして以て該地の經濟的開發を進捗せしめたのであるが、瑞典における第三群都市の建設によつて生じた効果も亦同様なものであつた。即ち獨逸商人が、カルマールやストックホルム等の建設に協力したのは、一に同國の經濟開拓の手段としてであり、そしてその支配下に置かれた同國の物産を東西貿易路の中に抱合せしめる爲めであつた。この實現によつてバルト海地域は眞に獨逸商人の掌握するところとなる。謂ゆる *dominium maris Baltici* の達成である。それは又ブルウヂェ世界市場における彼等の地歩を全く搖ぎなきものとする根據であつた。

中世瑞典本土における獨逸商人の移住が、同國の經濟・社會發展にとつて根本的意義を有するものであり、これを以て瑞典の古代と中世とを區劃する事實であると做すシニョック教授は、移住開始の時を略々一二〇〇年に、その最初定着せる場所をカルマールと推定されてゐる(8)。その後約五十年間、即ち第十三世紀前半における獨逸人の移住が如何なる規模のものであつたかは不詳であるが、然し同世紀中葉ストックホルム市の建設を以て瑞典の中樞部への門戸は開かれることになり、ここに彼等の移住とその影響とは極めて著しいものになつた。彼等はストックホルムを始めノールケピング、ウエステララス、ゼエグァケピング、シグツナ等に、獨逸におけると同じ都市計畫を實

施し、又市會制度を移植して市政上指導的地位を占めた(9)。經濟開發について特に注目すべきは、瑞典の鑛山業に對して、獨逸商人が投資し、ラムメルスベルク(ハルツ)における經營組織を移植した點である。これ等を機縁として銅や鐵の産出額は増大した(10)、そしてそれはバダヤ毛皮と共に、北獨逸諸都市、就中リュベックを経由して、ブルウヂェに輸出された(11)。他方瑞典にはフランドルの毛織物、ケルンの葡萄酒、リュウネブルクの鹽等が、リュベックを経由して輸入された。これ等輸出入貿易は獨逸商人の壟斷するところであつた(12)。しかもそれがブルウヂェを輸出入の主要目的地としてゐることからして、獨逸商人の瑞典における經濟開發、その手段としての都市建設は、世界市場ブルウヂェとの聯關から刺戟されたところ多しことが窺はれるのである。

(1) Rörig, Stadt und Osisee. S. 5.

(2) Wilhelm Naudé, Deutsche städtische Getreidehandelspolitik vom 15.-17. Jahrhundert, mit besonderer Berücksichtigung Stettins und Hamburg. (Leipzig. 1889). S. 14-15.

(3) Vgl. Ebenda. S. 24-5.

(4) Johannes Hansen, Beiträge zur Geschichte des Getreidehandels und der Getreidepolitik Lübecks. (Lübeck. 1912). S. 2.

(5) Albert Düker, Lübecks Territorialpolitik im Mittelalter. (Hamburg. 1932). S. 13-14.

(6) その一例として拙稿「商業革命時代の獨逸ハンザ」本誌第三十三卷第八號、六三頁(註)三參照。

(7) Heinrich Bechtel, Mittelalterliche Siedlung und Agrarverhältnisse im Posener Lande, Schmollers JB. Jg. 49.

1925. S. 130.

(10) Adolf Schück, Die deutsche Einwanderung in das mittelalterliche Schweden und ihre kommerziellen und sozialen Folgen, HGBL. Jg. 1930. 68 u. 77.

(9) Wilhelm Koppe, Lübeck-Stokholmer Handelsgeschichte im 14. Jahrhundert. (Neunünster i. H. 1933). S. 81.

(11) Vgl. Sven Tunberg, Die Entstehung und erste Entwicklung des Schwedischen Bergbaues, HGBL. Jg. 1938. S. 19 ff.

(11) Schück, a. a. O. S. 79-82, Rörig, Rheinland-Westfalen S. 42.

(12) Rörig, Benda. 尚獨逸商人のスカンデナヴィア經濟開發に資したものととして、この他に、スエーデン(瑞典南端、當時「抹領」)における鯨取引、ベルゲン(挪威)における鯨取引の支那、そしてそれ等を全歐羅巴の商品となしたことを擧げねばならないが、然し都市建設とは關係なき故にここには省略する。

三

以上バルト海諸都市を三群に分つて夫々の成立事由を求めたのであるが、その孰れにあつても西歐のエ・ポリウ・ム・ブルウヂュにおける需要と繋がつてゐる點は共通してゐる。即ちバルト海地域における獨逸諸都市の建設には、これを促した事情として、西歐における東歐商品需要の存在とその作用とを除くことは出来ない。この刺戟によつてバルト海地域の經濟開拓は押し進められ、その爲め的手段として諸都市が建設されたのである。従つてバルト海諸都市の建設は、單に東北歐の一角における事象として見らるべきものではなく、西歐特にフランドルにおける經濟的要求と關聯せしめて理解せねばならない。夙にブルウヂュ市場に關與した獨逸商人は、この世界市場における

需要の動向を探り、その需要される商品の仲繼貿易をその支配下に置くことによつて、中世世界交易上における彼等自身の地位を強固ならしめんとした。そして數代に亘つて續けられた努力を以て、東北歐と西歐とを結ぶ交易路線の東半部を培養し、且つこれを制握することに成功した。この念願を達成する爲め的手段が、獨逸商人の市民層によつて擔當された獨逸都市的植民であつたのである。それ故に、この東北歐の植民行爲は西歐の需要と連繫して、といふよりは寧ろ直截に、歐羅巴全體の協同作業として營まれたもの、しかもその協力あつたが爲めに完成されたものといはねばならぬ。

これが第十二世紀中葉より約一世紀に亘つて續けられたバルト海諸都市の建設事情の根幹であつた。中世北歐經濟史的展開といふ廣い視點からは、右の如く理解されねばならない。然しこの他方視野を狭めて、バルト海諸都市の建設自體を見る場合には、自ら右と異なるものにして現はれる。既に屢々述べたやうに、その建設は獨逸商人の市民の營むところであり(1)、彼等は東北獨逸植民運動の波に追隨して經濟的未開の地に獨逸商業都市と新設したのである。即ち建設の主體としての商人、客體としての都市制度、この兩要素が綜合され、植民大運動の一翼として具體化されたのである。但しここに一言すべきは、バルト海諸都市の建設者は、獨逸商人の市民のみではない點である。即ち建設には都市領主の協力を無視することは出来ないであつて、例へばリュベック、リガ、レヴァル等は、ハインリッヒ獅子王、司教アルベルト、刀劍騎士團等の強力なイニシアチヴの下に建設されてゐる。従つて都市建設の主體としては、獨逸商人と相並んで、或はそれよりも上位にあるものとして、都市領主を擧げねばならぬ

いわけである。然しながら、個々の領邦君主乃至都市領主の建設計畫は、概ね地方的に限局された規模のものであり、彼等が都市建設のイニシアチヴをとつた場合、それは多く地方的利害に發し又それに止まるものであることを常とした。これに反してバルト海地域に進出した獨逸商人Ⅱ市民の都市建設には、その意欲、その行動の上に一貫性があつた。又その性質を帯びたが爲めにこそ、獨逸都市は、ひとり獨逸領主の支配地域においてのみならず、異民族を政治権力者とする地方にも亦擴張することが出来たのである。この故に、更に本稿においてはバルト海諸都市の建設過程を全體として包括的に考察することを課題とする故に、都市建設の主體條件として敢て獨逸商人Ⅱ市民のみを右に擧げたのである。

ところで斯かる獨逸商人Ⅱ市民がバルト海奥地に進出し、その經濟開發の手段として諸都市を建設した。經濟的觀點よりすれば、彼等の行爲は營利目的の追求に外ならない。然しそのみを以て終始したのであらうか。これについて彼等の都市建設は同時に獨逸都市的植民であることに重點を置き、その本體たる東北獨逸植民運動が單なる獨逸經濟圏の擴大ではなく、スラヴの地のゲルマン化、即ち獨逸民族生活圏の擴大であることから、彼等獨逸商人は單なる利潤追求者ではなく、民族意識に燃えた植民者であつたと説くことがある。換言すれば、彼等の行動は私經濟的意欲によつてのみ律せられたのではなく、獨逸民族態の擴張を目指せるものであつたといふ。謂ゆる經濟と血との結び付きを以てする解釋である。最近の獨逸學界の風潮よりしてこれは當然の解釋であり、レュリッヒ教授はこれを力説せられる第一人者である。教授の言葉を引用すれば *wirtschaftlicher Unternehmungsdrang und kolonisatorische Leistung* が、獨逸商人の中に離れ難く結ばれてをり、それが彼等の行動の端緒にあつたといふ(一)。

私見を以てすれば、獨逸商人の行動の中に右の二つが具現されてゐることは否めないが、然し後者は都市建設の成果であつて、前者と相並んで最初から存したのではない。少くとも *koloniasatorische Leistung* 即ち獨逸の血の結ばれとその擴張とは、*wirtschaftlicher Unternehmungsdrang* によるバルト海諸都市の建設過程に附隨して得られたものと考へられる。従つて當初から獨逸商人が獨逸民族態の擴張を目的としてこの地域に臨んだと做すのは、稍行き過ぎた解釋であらう。但し獨逸商人の *wirtschaftlicher Unternehmungsdrang* による行動の結果として、バルト海地域に獨逸民族態が移植されたことは明白である。

次にバルト海に進出した獨逸商人が純私經濟的行爲のみに奔ることなかつた所以も、彼等が同時に *Kolonisator* としての矜持によるのではなく、その建設せる都市における制度によつて制肘された結果と考へられる。これについては後に關説するところである。これ等の異論を挾んだ後において、バルト海諸都市建設の全過程を通じて謂ゆる經濟と血との結合のあつた事實は、これを認めねばならない。そしてこの結合こそが獨逸商人Ⅱ市民の *dominium status* の達成と持續との根源だつたのである。

以下においてバルト海諸都市建設過程における主體的條件即ち建設を擔當せる獨逸商人Ⅱ市民と、客體的條件即ち彼等の創り出した獨逸都市制度との兩者についてその特性を検討する。それは本稿における第二の課題たる諸都市相互間の協調維持を可能ならしめた事情を求めんが爲めである。

(1) Fritz Rörig, Unternehmerkräfte im Handisch-hansischen Raum, H. Z. Bd 159, 1939 S. 273.

四

バルト海地域における獨逸建設都市の最初のものであるリュベックが、一一五八年ハインリッヒ獅子王と獨逸商人の一團との協力によつて新設されたことは既に言及した。又その獨逸商人の一團とは、ウエストファレン、ニイダザクセン等より出た富有な貿易商人であつたこと、レェリッヒ教授の夙に指摘されてゐるところである(1)。即ち建設事業を請負つたのは謂ゆる獨逸本土(Alderschland)の市民、しかもその上層にある者であつた。この第十二世紀中葉の頃、西部獨逸においては既に都市と市民とが經濟生活の中樞を形成してゐたことは周知の事實である。例へばケルンにおいて、當初都市領主大司教によつて Rheinvorstadt に定住することを許された貿易商人がギルトを結成し、この地區に勢力を張るやうになつたのは第十一世紀のことであつた。彼等は一〇七四年には大司教アンノと争つて敗れたが、然し却つてそれが機縁となつて市民の團結は促がされ、且つハインリッヒ五世の攻圍軍と戦ふ間に獨力を以て新市壁を構築(一一〇六年)する程の經濟的實力を具えたのであつて、一一二二年には都市領主の支配より解放され、市民の自治制獲得に進んでゐる。その新市政の中核は前記 Rheinvorstadt の商人ギルドの成員であつた(2)。又ウエストファレンのゾオスト市において、第十二世紀獨自の裁判權を有し市場交易を統率した上層パトリチアの一團(Meliores-Ausschuss)は、貿易商人を以て主勢力としてゐた(3)。斯くの如き西部獨逸において都市の指導勢力となつてゐた商人・市民が、リュベックの建設事業に従事したのであつた。

次に、ヴィスビー以下のバルト海諸都市の建設には、リュベック商人が参画してゐること多い。その若干については上述したところである。従つてその建設後において、住民の中にリュベックから出た家族が存することは何等異とするに足りない。然るにバルト海諸都市の住民中には、この外にウエストファレンやニイダザクセンから出たことを示してゐる者も亦尠くないのであつて、殊にそれは上層市民の間に著しい。ここで問題になるのは、彼等は西部獨逸からバルト海諸都市に直接來住した者であるか否かである。この如何によつて、これ等都市の成立上に占めるリュベック市民の意義が薄らぐ恐れなしとしない。例へばテヒェン氏はヴィスマールについて(4)、又カイザナ氏はダンチヒについて(5)、土地臺帳や市民名簿から集めた市民の出所名を以て彼等の故郷の地名と做し、彼等はラインランド、ウエストファレン、ニイダザクセン等から直接移住せるものと述べられてゐる。これに對してレェリッヒ教授は、それ等の中には建設都市の市民となる以前にリュベック市民であつた者尠くない旨を指摘されてゐたのであつた(6)。これはその後クリュウガ氏の詳細な調査によつて更に裏書されてゐる。それは直接移住説に對して、リュベックを以て謂はば Zwischeniedung と看做すものである。

クリュウガ氏の調査は(7)、一三七〇年迄のバルト海地域における二十二の都市を題材とする。一三七〇年に區劃を置いたのは、それがシトラルズントの媾和の年として獨逸ハンザ史上の劃期である許りでなく、この頃を以て西部から東部への人口移動が停滯したからである(8)。同氏が諸都市の市民について精査された結果を摘記すれば、その出所はウエストファレン、ラインランド、オストファレン等の西部獨逸の諸都市・小邑四十七箇所(リュ

ベックを含む)に及ぶが、然し彼等はそれ等の故地から直接にバルト海地域における新住地に移つたのではない。ドルトムント、ゾオスト、ミンスタア、ケルン等々から東方に向ふ途上において、リュベックに足を留めるを常とした。それもリュベックを通過地とするといふよりは、彼等は寧ろ同市に定着しその後その弟や息子等を更に東方に送るといふ方途が採られた。この後者がバルト海諸都市の建設者の一半であり又住民の一部である。彼等はリュベックに定着せる間に、その故郷の地名に由来する姓を帯びるやうになつてゐた。従つてバルト海諸都市の住民が獨逸本土の地名或はその轉化したものを姓としてゐたことは、それは獨逸本土の當該地から直接バルト海都市に移住せることを證するものではなかつた。リュベック市民が血縁者を遠隔の目的地に派したのは、彼等にして始めてその囑を託すに足ると見たからに外ならない。又商人自ら商品を携行し且つ文書の使用殆どなかつた當時において血縁者を以て最も信頼し得る者と做したからである。しかもそれは絶えず右の経路をとつてリュベックに集つたエルベ以西の清新な分子・血縁者によつて補充された。従つてリュベックを中心として、一方は獨逸本土との間に、他方はバルト海諸地との間に、血縁の紐帯が張られたのであり、或るバルト海都市の上層市民が他の都市のそれと、殊にリュベック市の指導層と血縁關係を有した所以はここに求められる(9)。そしてこれが獨逸商人のバルト海地域支配を可能とした調ゆる經濟と血との結合なのであつた。

斯くの如き獨逸本土とリュベック、そして更に東北獨逸との間に結ばれた人的連繫の上に、バルト海地域には獨逸諸都市が建設されたのであつた。この都市建設を獨逸都市的植民とすれば、その植民の原動力は獨逸本土にあり、西部獨逸からの商人・市民の東方運動がリュベックにおいて一應調整された後に、更にその目的地に進んだわけである。しかもリュベックはこの人口移動上の調整機能を發揮したことに基づいて、直接に、バルト海諸都市建設の策源地となつた。又それ等諸都市の間において指導勢力となつたのも、同市が具有せる政治的・經濟的實力の外に、この機能に負ふところ甚だ多いのであつた。即ちバルト海諸都市の指導層の間には、リュベックを統一的中樞とする構造の血縁關係が結ばれてゐたのであつて、その紐帯が強固なる限りは、それは諸都市相互の團結と協調とを持續せしめる根據となつてゐたのである。

- (1) Fritz Röig, Lübecker Familien und Persönlichkeiten aus der Frühzeit der Stadt, *Hansische Beiträge zur deutschen Wirtschaftsgeschichte*. (Breslau, 1928). S. 130 ff. 尙拙稿「中世獨逸の建設都市と商人仲間」本誌第三十四卷第一號、四八一―九頁參照。
- (2) Heinrich von Loesch, *Die Grundlagen der ältesten Köliner Gemeindeverfassung*, Z. d. Savigny-Stift. f. Rechtsg. Bd. 53. (1933). Germ. Abt. S. 138 ff.
- (3) Friedrich von Klocke, *Patriziat und Stadtradel im alten Seest.* (Lübeck, 1927). S. 15, 48.
- (4) Friedrich Techen, *Die Gründung Wismars*, *HGBL*. Jg. 1903. S. 130 ff.
- (5) Erich Keyser, *Die Bevölkerung Danzigs und ihre Herkunft im 13. und 14. Jahrhundert*, 2. Aufl. Lübeck, 1928. S. 15 ff.
- (6) Röig, *Beiträge*, S. 154. Anm. 6.

バルト海諸都市の建設事情 (Oto Blünke, *Stettins hansische Stellung und Heringshandel in Schonen*,

バルト海諸都市の建設事情

1011 (1011)

Stettin. 1887. S. 7 ff.) 市市民の歴史的研究 (H. Riemann, Geschichte der Stadt Colberg. 1873. S. 30 ff.) も亦、それ等市民が最初リュベックから出たものとする點において、レヒッヒ教授の説に近い。

(7) Ernst Günther Krüger, Die Bevölkerungsverchiebung aus den altdeutschen Städten über Lübeck in die Städte des Ostseegebiets, Z. d. Ver. f. Lüb. Gesch. u. Altertumsk. Bd. 27. 1933-34. S. 101-158, 263-313.

(8) Ebenda. S. 108. Vgl. Rörig, Beiträge. S. 140.

(9) Ebenda. S. 289, 294-6, 299.

H

次にバルト海諸地に建設された都市自體について見るならば、先づリュベックは爾餘のバルト海獨逸諸都市建設の範例であつたといはれる。これは上述の都市の人的關聯からも推定し得るところであらうが、その外に、リュベック都市法の繼受によつてバルト海諸都市が Städte des lübschen Rechts と總稱されるものであつたこと、或はこれ等植民諸都市の構築乃至敷地圖の對照等(1)によつても亦首肯し得るところである。然しこれを以てバルト海諸都市がリュベック市民の創造になるもの、或はリュベック市の定型が植民地域に移植されたものと做すことは出来ない。何となればリュベックそのものが、前記の建設者の人的連繫と等しく、獨逸本土における建設都市の定型に模したものであつたからである。即ちバルト海諸都市は、總じて西部獨逸都市の構造を範例としたものに外ならなかつたのである。

都市リュベックの構築は、レヒッヒ教授によれば、ケルンの Rheinvorstadt のそれと親近關係にあるものであ

つた(2)。例へば都市の中央に設定された市場廣場の一方が貿易商人の居宅と港への街路とに接し、他側が手工業者の住居に續いてゐる市場構築の如き、その最も著しい類似點の一つである。これはリュベック市場も Rheinvorstadt も共に計畫的に構築されたことに發し(3)、又リュベック建設者が Rheinvorstadt を意識的に範例としたことに基づく。即ち中世を通じ西部獨逸において最も繁榮せるケルン市場地區の形態が、新市リュベックに直接移され、それは更に爾餘のバルト海都市構築の範例となつたのであつた。素よりこの移植の過程において、そのすべてが原型のまゝに繼承されたのではない。然しそれにも拘らず植民都市は、獨逸本土の建設都市を範例として形成されたものであつたが爲めに、優れた經濟的機能を持つ眞の都市として、舊來のスラヴ聚落を壓倒することが出来たのであつた。

リュベック、従つて又バルト海諸都市が西部獨逸の都市に負ふものは、都市構築形態のみではない。既述の如くリュベックが一八一一年皇帝フリードリッヒ・バルボロッサの支配に下屬せる際、同市民に賦與された特權は、ゾオスト市民のそれに倣ふものであつた(4)。即ちゾオスト都市法の繼承であり、ここに法制上、獨逸本土都市との關聯の一つが存する。そしてゾオストがケルンを母市とする娘市であつたことからして(5)、ゾオスト→リュベックか又はその實際はケルン→リュベックかの問題が生じ得る。これについてすべてを一律に論ずることは出来ないが、後者の實質を採るべき場合多しことを述べるに止める(6)。ここにはリュベックと獨逸本土都市、殊にケルンとの間に見出される關聯であつて、都市建設と絡んだものを挙げよう。例へば、リュベック新設がレヒッヒ教授の謂ゆる企業家組合 (Unternehmerkonsortium) によつて請負はれてゐる。これが商人ギルドであつたか否か。

彼等の組合結成は、ケルンの貿易商人ギルドに倣つたものであるか否か。更に第十二世紀中葉 Rheinvorstadt を統轄せる首脳者團がケルン商人ギルドの指導層でもあつたか否か。これ等の吟味も亦、リュベック建設とケルンとの關係を知る手懸りの一つである。この究明によつて、廣い意味では、建設都市の成立に商人ギルドがどれほどの役割を演ずるものかを探り得るのみならず、直接には、リュベック建設當時における西部獨逸都市の状態が、リュベック建設に如何なる影響を與へたかを知ることが出来る。然しこの問題に關聯する一部分は既に本誌上で述べたところであるから、これを措き、曩に觸れた都市建設の意圖と都市制度との關係について窺ふことにする。

前述の如く獨逸本土の富有な商人市民をして、先づリュベックを、次いで遠くバルト海奥地の諸都市を建設せしめるに至つた原因は、これを廣く見れば、東歐商品を能ふ限り有利に入手せんとする念願であつたし、狭くは、その建設せる都市自體より經濟的利益を求めんとするにあつた。都市領主から市街豫定地や市場地の所有權或は地上權を得る如きこれである。即ちこの廣狹孰れの見地よりするも、都市建設を促したものは、既述の wirtschaftlicher Unternehmensdrang であつた。ところで通説を以てすれば、都市建設者が都市領主より賦與されたのは概ねで地上權であつて、それが所有權である場合は極めて稀であつた。といふのは、後者は多大の金額を以てでなければこれを買収し得ないのに反し、前者は一定の地代 (Wortzins) 支拂を以て足りたからである。

然るにリュベックにおいては、レヒリッヒ教授によれば、建設企業家は當初より市内の土地を所有し又地代免除の住居敷地を所有してゐた。そしてこれを新移住者に貸與して地代を收得したのであつた。他方西部獨逸都市に

あつては、斯かるリュベックの地代 (Wortzins, census areales) に類するものがゾオスト市にあり、更にケルンの Rheinvorstadt における Hofzins 亦關聯を有した。といふよりは、ゾオストの制度はケルンのそれに則するものであつたのである(8)。然しながら、ここにリュベックとゾオスト、或はリュベックとケルンとの間に、地代收得の權利を中心として關聯ありとするも、尙その地代收得者は全く異なるものであつた。即ちリュベックにおけるそれは、同市の建設者、建設後同市において重きをなした貿易商人上層であつたに對して、西部獨逸都市における地代は都市領主の收納するところであつたのである。これ亦獨逸本土における都市の制度と植民都市のそれとが、全體としては承繼された場合でも、それは必ずしも原型のまま移植されたのではないことを知る一證左とならう。但しこれを以てリュベック市民の創造性を云々することは當を得ぬところである。

扱てリュベック市建設によつてその建設企業家が收得した利潤は極めて大なるものであつたといはねばなるまい。これは同市が獨逸本土よりバルト海に乗り出す起點であつたことから容易に推定し得るところである。或は爾餘のバルト海諸都市においても、程度の相違はあれ、都市建設事業は營利の對象であつた。然しながらこれを以て建設者乃至その後の住民上層が、飽くことなく純私經濟的行爲を擅にしたとは類推出来ない。何となれば、彼等はこれを欲求したであらうが、これを阻止する途が都市制度自體の中に存したからである。それは建設企業者は、都市建設後直ちに市場統率に關與する謂はゞ公吏の立場に置かれたことに基づく。特に第十三世紀に入つて後、諸都市において市會制度が採用され、都市の自治・運営がこれに一任された後においては、尙更のことであつた。この

建設者乃至その後嗣は多く市會議員となつたのであつたが、このことは彼等が一方議員として市會において活動することを要請されると共に、他方市吏の監督者・指揮者として行動することを必要とした。端的にいへば、個人的利益よりは都市の利益を優位に置くべき立場に置かれたのであつた。

素よりこれは市會制度による自治の原則であつて、彼等がすべて斯かる態度に出でたとは做し難いであらう。且つこの市會制度もバルト海諸都市の獨創では決してなく、ここにも亦獨逸本土との聯關が存したのである。然しバルト海地域における市會制度も、少くともその設置の初期においては所期に近い効果を擧げ得た。それはこの制度によつて私利追求がとかく阻止された他方において、この制度運用の衝に當る謂ゆる *Ratsfamilie* が、既述の如く絶えず清新な分子を以て補給されてゐたからである。更に市會が未だ法制化されることなく、諸都市が前記の如き貿易商人的立場と公吏的立場とを兼ねた建設企業者によつて、事實上統率されてゐた間も、都市全體に對する責任が先立つたこと、従つて私經濟的利益の追求が政治に下屬したことは同様であつた。そしてこれが人と制度との上から見て、バルト海諸都市の建設後、その相互の間に政策の一致があり、獨逸諸都市が一體的關係を持続し得た事情なのであつた。

後年獨逸ハンザとしてこの地域に蟠踞した都市同盟が、少くともその初期において統一ある一團として現はれ得た根源は、これを種々のものから引き出し得るであらうが、その最も根本的なものとして、右の事情を擧げることが出来るのである。

- (1) Vgl. Franz Meurer, Der mittelalterliche Stadtgrundriss im nördlichen Deutschland in seiner Entwicklung zur Regelmässigkeit auf der Grundlage der Marktgestaltung. (Berlin, o. J.)
- (2) Rörig, Rheinland-Westfalen S. 24 f.
- (3) von Loesch, a. a. O. S. 105.
- (4) Friedrich Philippi, Lübeck und Soest. Z. d. V. Lübb. G. Bd. 23. (1926). S. 87.
- (5) Friedrich von Klocke, Patriziat und Stadttadel im alten Soest. (Lübeck. 1927). S. 5, Philippi, a. a. O. S. 91.
- (6) Vgl. Hans Plantz, Das Köhner Recht und seine Verbreitung in der späteren Kaiserzeit. Z. d. Sav.-St. f. R.-G. Bd. 55. (1935). G. A. S. 145 ff.
- (7) Rörig, Beiträge, 247 f., Ders., Rheinland-Westfalen, S. 27 f.
- (8) Plantz, a. a. O. S. 156, von Loesch, a. a. O. S. 117.